

平成 26 年 5 月 27 日

各 位

会社名 セーラー広告株式会社
代表者 代表取締役社長 村上 義憲
(コード番号 2156 JASDAQ市場)
問合せ先 執行役員総務本部長 青木 均
(電話 087-825-1156)

役員退職慰労金制度の廃止および役員報酬制度の見直しに関するお知らせ

当社は、より一層の企業価値向上に資する役員報酬制度への改定を目指し、本日（平成 26 年 5 月 27 日）開催の取締役会において、役員退職慰労金制度を廃止するとともに、取締役に対する報酬として業績連動賞与を導入することとし、その実施に当たり必要な議案を、平成 26 年 6 月 24 日開催予定の第 63 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 役員退職慰労金制度廃止の理由・時期・打切り支給

当社は、役員報酬制度改革の一環として、年功的要素および報酬の後払い的要素のある役員退職慰労金制度を平成 26 年 6 月 24 日開催予定の第 63 回定時株主総会終結の時をもって廃止することといたしました。役員退職慰労金制度の廃止に伴い、第 63 回定時株主総会終結時に在任する取締役および監査役に対し、同定時株主総会終結の時までの在任期間に対応する退職慰労金を、当社一定の基準による相当額の範囲内において打切り支給することを同定時株主総会に付議いたします。また、その支給の時期につきましては、各取締役および監査役の退任の時といたします。

2. 業績連動賞与の導入

役員退職慰労金制度の廃止に伴う役員報酬制度改革の一環として、取締役の報酬等の額につきましては、従来の固定月額報酬に業績連動賞与を加えた 2 つの報酬体系といたします。各事業年度の業績に応じて支給額が変動する業績連動型の賞与を、第 63 回定時株主総会で選任される取締役から導入いたします。取締役の報酬等を業績に連動させることで、株主と経営者との利害共有を図り、もって企業価値向上に資するものであります。監査役の報酬等の額につきましては、その職務執行の対価としての報酬が経営の結果としての業績に連動して増減させることに馴染まないことから、固定月額報酬のみといたします。

3. 取締役および監査役の報酬額の改定

取締役の報酬限度額につきましては、平成 15 年 6 月 25 日開催の第 52 回定時株主総会において年額 1 億 2,000 万円以内としてご承認いただき現在に至っておりますが、会社法施行により、役員賞与が「報酬等」の額に含まれることになりましたので、業績連動賞与の導入を踏まえ、取締役の報酬限度額につきましては、賞与も含め年額 1 億 5,000 万円以内とする議案を第 63 回定時株主総会へ付議する予定であります。

また、監査役の報酬限度額につきましては、平成 10 年 5 月 30 日開催の第 47 回定時株主総会において年額 1,200 万円以内としてご承認いただき現在に至っておりますが、今般の役員報酬制度の見直しを踏まえ、その後の経済情勢の変化等、諸般の事情を考慮して、監査役の報酬限度額につきましては、年額 2,000 万円以内とする議案を第 63 回定時株主総会へ付議する予定であります。

4. 業績に与える影響

当社は、従来から将来の役員の退職慰労金の支給に備え、一定の基準に基づく期末要支給額を役員退職慰労引当金として計上しておりますので、業績への影響は軽微であります。

以 上